

ジャンボタニシ防除薬剤補助事業のお知らせ

吉見町農作物病害虫防除協議会では、ジャンボタニシの防除を目的に散布した殺虫剤及び石灰窒素の購入費用の一部を補助します。

- 対象地区 町内全域
※ただし、ジャンボタニシが確認されている地区に限る
- 対象者 耕作者
- 対象薬剤 令和7年産に係るジャンボタニシ対策用殺虫剤及び石灰窒素
例) スクミノン、スクミノン5、ジャンボタニシ退治粒剤、
メタレックスRG粒剤、ジャンボたにくん ほか
※石灰窒素は、湛水による防除を実施したもの
- 補助額 購入額の2分の1以内の額(100円未満切捨て)
※予算の範囲内で補助金を交付するため、2分の1の額が補助できるとは限りません。
※購入した薬剤に記載されている適正量に相当する額を限度とします。
- 申請方法 次のものを用意して下記期限までに申請してください。
(1) 交付申請書兼請求書兼実績報告書
(様式は役場産業振興課またはJA埼玉中央東部営農経済センター吉見営業所にあります)
(2) 散布したほ場が分かる一覧表
※ほ場の面積は営農計画書等で確認してください。
(3) 対象薬剤を購入し、支払ったことが分かる書類
(4) 振込先口座の写し
- 申請期限 令和7年11月28日(金)
- 申請先 吉見町農作物病害虫防除協議会(吉見町役場2階産業振興課内)
- その他 ・対象薬剤は農林水産省の登録農薬に限ります。
・支払方法が口座引落しの場合、通帳から引落しされたことをもって、支払ったこととなります。他の資材と合わせて引落しされている場合は、内訳が分かる書類が必要です。
・補助金支払は令和8年1月頃を予定しています。

問合せ

◇補助制度について

吉見町産業振興課 電話63-5015

◇薬剤の相談について

JA埼玉中央東部営農経済センター吉見営業所 電話54-1541

◇散布方法について

東松山農林振興センター技術普及担当 電話23-8582

※申請書は役場産業振興課、JA埼玉中央東部営農経済センター吉見営業所に備えてあるほか、町ホームページからもダウンロードできます。